

同窓会等開催補助規程

(趣旨)

第1条 同窓会活動を活発にするため、電気工学科同窓会会費の繰越金を用いて、電気通信系学科同窓会、同期会等の会合を開催するための資金を補助する。ただし、岡山大学工学部同窓会から補助を受けている場合は補助の対象とはしない。

(補助額)

第2条 岡山大学工学部電気通信系同窓会の正会員および准会員の出席者一人当たり3千円を補助する(電気通信系同窓会員以外の参加者がいても良いが、同窓会員の参加者人数で補助額を算定)。

(手続き)

第3条 以下の手続きで補助を行う。

1. 事前(原則として開催日の1週間前まで)に申請書を幹事に送付することで補助を申請する。
2. 申請書をもとに幹事で補助の可否を検討し、結果を申請者に通知する。
3. 終了後に開催報告書と会員の出席者名簿を同窓会事務局および幹事に提出する。出席者人数に基づき、補助金額を決定し、開催補助金を交付する。

付則

本規程は平成30年4月1日より実施する。つまり、平成30年4月1日以降に開催する会合に適用する。それ以前に開催する会合については従前の規定を適用する。